

厚生労働省が定める手術に関する施設基準に係る実績について (令和6年1月～12月)

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）に掲げる手術

1 区分1に分類される手術		手術件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	10
イ	黄斑下手術等	75
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	48
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	37

2 区分2に分類される手術		手術件数
ア	靭帯断裂形成手術等	46
イ	水頭症手術等	37
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	7
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	26
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	3

3 区分3に分類される手術		手術件数
ア	上顎骨形成術等	2
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	1
キ	同種死体腎移植術等	0

4 区分4に分類される手術		手術件数
胸腔鏡または腹腔鏡を用いる手術		161

5 その他の区分に分類される手術		手術件数
ア	人工関節置換術	214
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	64
エ	冠動脈、大動脈バイパス手術（人工心肺を使用しないものを含む。） 及び体外循環を要する手術	0
オ	経皮的冠動脈形成術	16
	（急性心筋梗塞に対するもの）	(4)
	（不安定狭心症に対するもの）	(5)
	（その他のもの）	(7)
	経皮的冠動脈粥腫切除術	0
	経皮的冠動脈ステント留置術	174
	（急性心筋梗塞に対するもの）	(32)
（不安定狭心症に対するもの）	(38)	
（その他のもの）	(104)	